4　平成30年度輸入食品監視指導における基本的考え方等

⑴　輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第４条において、食品の安全性の確保は、必要な措置が国の内外における食品供給の行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、以下の措置を講ずる。

①　本省は、輸出国の生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における衛生管理対策を推進するため、我が国の食品衛生管理規制に関する情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び生産者等へ提供し、本省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。

②　本省は、法違反等が判明した際には、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずるとともに、違反事例について、法第63条に基づき公表を行う。

③　本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第８条第１項又は第17条第１項の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。

④　本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第55条第２項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。

⑤　検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出、輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査等により、法第11条第１項又は第18条第１項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）への適合性をはじめとする法への適合性について確認する。

⑥　検疫所は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。

⑦　検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第26条第２項又は第３項の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。

⑧　検疫所は、食品等事業者の責務として輸入者の自主的な衛生管理の実施を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。

⑨　検疫所は、法違反が判明した際には、輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用（以下「廃棄等」という。）の指導等の措置を講ずるとともに、再発防止策について報告を求めるなどの措置を講ずる。

⑩　輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

⑵　輸入食品監視指導の今後の基本的方向

今後、経済連携の進展に伴う一層の食のグローバル化及び健康志向の高まりなどの消費者ニーズの多様化により、輸入食品の増加、製造加工の高度化等が見込まれる。こうした輸入動向を踏まえ、長期的には、輸入時検査を中心とした監視体制を、輸入時検査に加えて輸出国段階での衛生管理対策を更に強化することによって、輸入食品の安全性確保をより効果的に推進する必要が高まるものと考えられる。

このため、今後、一定の範囲の食品については、ＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis and Critical Control Point）に基づく衛生管理を輸入要件にするなど輸出国段階での衛生管理対策の推進を図るための具体的な方策について検討を進める。

併せて、引き続き、検疫所の食品衛生監視員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な監視指導を実施するための体制整備を図っていく。

⑶　平成30年度の輸入食品監視指導の基本的考え方

平成30年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）においては、これまでの対策を更に進めるとともに、モニタリング検査については、平成29年度のモニタリング検査結果を踏まえた計画とし、年度途中においても、監視指導結果等を踏まえた検査項目等の見直しを検討する。

また、今後の輸入動向等を踏まえた長期的な課題等も踏まえ、平成30年度においては特に以下の措置を重点的に講ずる。

①　貨物確認検査等の強化

輸入者による自主管理を促進するため、初めて輸入される食品等及び食肉、水産物等の輸出国での衛生管理が特に重要な食品を中心に、輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する検査（以下「貨物確認検査」という。）を一層実施する。

モニタリング検査については、病原微生物の検査、いわゆるポジティブリスト制度[3]に対応した残留農薬等の検査及び冷凍水産加工食品等の成分規格に関する検査等を重点的に実施する。

注３　ポジティブリスト制度：農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度

②　輸出国段階における衛生管理対策の推進

我が国においてＨＡＣＣＰに基づく衛生管理が制度化された場合、一定の範囲の輸入食品に対しても同等の衛生管理を求めることを前提に、当該衛生管理の導入状況調査を含む輸出国の制度調査を計画的に実施し、輸出国政府、生産者等及び輸入者へのＨＡＣＣＰに基づく衛生管理の普及の推進に努める。

また、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（ＣＰＴＰＰ）を含む経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報の収集を行う。

③　輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

輸入者に対する輸入前指導を一層推進し、検疫所間において輸入前指導内容の情報共有を図り、法違反食品の輸入の未然防止に努める。

また、輸入者に対し、製造工程、原材料等に変更がないことの確認など、輸入届出の内容と実際の貨物が同一であるかの確認に努めるよう一層指導する。

器具・容器包装にあっては、新たに、「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針（ガイドライン）について」（平成29年７月10日付け生食発0710第15号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）（以下「器具・容器包装ガイドライン」という。）に基づき、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

④　関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の推進

輸入食品等の監視指導に国民からの意見等を反映させるとともに相互理解を深めることにより関係者間の信頼関係の構築を図るため、意見交換会等を実施し、輸入食品に関するリスクコミュニケーションの推進に一層努める。

5　平成30年度輸入食品監視指導の具体的内容

⑴　輸入届出の確認等により重点的に監視指導を実施すべき事項

①　法第27条の規定に基づく輸入届出による確認

検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第６条各号（販売等を禁止される食品及び添加物）、第９条第２項（病肉等の販売等の禁止）又は第16条（有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止）に該当する食品等でないこと、法第８条第１項又は第17条第１項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第10条の規定に基づき定められた添加物であること及び規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収、貨物確認検査等により確認する。